

## 茨木市職員民間企業等派遣研修実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、茨木市職員研修規程(昭和38年茨木市訓令第6号)第5条の規定に基づき、民間企業等での職員の職場外研修の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (派遣先企業等の決定)

第2 職員を派遣する民間企業等(以下「派遣先企業等」という。)は、研修の趣旨を理解し、職員の指導を積極的に行うことが可能な民間企業等のうちから、市長が決定する。

### (研修生の決定)

第3 民間企業等に派遣する職員(以下「研修生」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、市長が決定する。

- (1) 派遣先企業等における業務従事に積極的に取り組む意欲を有する者
- (2) 研修に必要な基礎的知識を有する者
- (3) 勤務成績が優秀で心身ともに健康な者

### (派遣研修期間)

第4 派遣研修の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、派遣先企業等と協議の上、期間を延長することができる。

### (勤務時間、休日その他の勤務条件)

第5 研修生の派遣研修期間内における勤務時間及び休日は、派遣先企業等の業務規程等を準用するものとし、勤務時間及び休日を除く勤務条件については、派遣先企業等と協議の上、決定するものとする。

### (給与等の負担)

第6 研修生の給与は、市が負担する。

- 2 派遣先企業等の業務に係る旅費等は、派遣先企業等が負担するものとする。

### (災害補償)

第7 派遣研修期間中の災害については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定を適用するものとする。

### (禁止行為)

第8 研修生は、派遣先企業等に対し、職員としての地位、立場等を利用しているとみなされるような行為をしてはならない。

- 2 研修生は、いかなる場合においても、接待等(企業活動の一環としての会食、贈答品の贈呈等の行為をいう。)を受けてはならない。

- 3 研修生は、職員として職務上知り得た秘密を派遣先企業等に漏らしてはならない。
  - 4 研修生は、派遣先企業等において知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 前各項に定めるもののほか、研修生は、研修中及び研修終了後において、公務の公正な執行に疑念を生じさせるおそれのある行為を行ってはならない。  
(派遣先企業等の指示に従う義務)
- 第9 研修生は、研修中においては、当該派遣先企業等の指定する社員の指示に従うものとする。  
(協定の締結)
- 第10 市は、派遣先企業等と当該研修の実施に係る取扱いについて、協定を締結するものとする。  
(研修結果の報告)
- 第11 研修生は、研修終了後速やかに、その成果について研修結果報告書により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、研修終了後、必要があると認めるときは、派遣先企業等に対して、研修結果についての報告を求めることができる。  
(その他)
- 第12 この要綱に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年11月1日から実施する。